

## 震災からの地域農業の再生、復興に向けて

### 本格的な営農再開へ ～飯崎の大豆の取組～

東京電力福島第一原子力発電所事故により南相馬市に出されていた20キロ圏内の避難指示が居住制限区域と避難指示解除準備区域において7月12日に解除されました。

南相馬市小高区の飯崎生産組合（水谷隆組合長）では、営農意欲を維持するため平成26年度に大豆の試験栽培を始めました。本年度は本格的な営農再開を見据え福島県営農再開支援事業の管理耕作等により、大豆8.9ha、ケナフ2ha、水稲1.1haを作付しています。

組合では、今後担い手の減少や利用権の設定等による経営面積の増加が予想されることから、比較的省力的な土地利用型作物が経営の中心になると考え、大豆栽培に本格的に取り組むことにしました。



大豆の出芽状況（左）と8月3日の生育状況（右）（南相馬市小高区）

大豆栽培では、放射性物質吸収抑制対策のため土壌分析に基づき硫酸カリを散布し、5月23日から播種しました。播種後は排水対策や雑草防除の徹底により、7月20日には開花期を迎え草丈が1mを超えるなど、すこぶる順調に生育しており多収が期待されます。今後は、無人ヘリによる病害虫防除を徹底し高品質な大豆生産を目指します。

農業機械の整備や、農道や用排水路などのインフラの維持管理をはじめ、イノシシなど獣害防止のための電気柵の管理労力、農作物の安全性の確保、風評など解決すべき課題も数多くありますが、農業復興のため誇りと希望を持って取り組んでいます。

### 秋の農作業安全推進運動 実施中！！

9月1日～10月31日の期間、秋の農作業安全推進運動を実施しています。

8月1日には農作業死亡事故多発警報が発令されるなど、県内で農作業死亡事故が多発しています。

特に高齢者による農作業事故が増えています。農作業が忙しくなる時期になりますので、農作業事故の無い実り多い秋を目指しましょう。

## たまねぎの栽培に取り組んでみませんか？



現在、土地利用型作物としての期待に加えて、業務用需要の増加や安定した販売先確保の観点から、東北地方を中心に作付が始まっており、浜通りでも南相馬市のほか楡葉町や広野町などの旧避難区域を中心に取組が広がっています。

冬期～春期の気候が安定している相双地方では、一般的な秋まき（11月植え翌年6月どり）と、春まき（3月植え同年7月どり）の2つの作型が可能です（下記栽培暦参照）。秋まきは玉の肥大が良いため収量が多くなる傾向があり、春まきは在ほ期間が短い

ためブロッコリー等の他品目と組み合わせることで土地の有効活用や労力調整が期待できます。

### 【相双地方たまねぎ栽培暦】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
秋まき			追肥			■			○		△	
	追肥	追肥	除草		防除						除草	
春まき		○		△			■					
				除草	除草	防除	防除					

○ 種まき △ 定植 ■ 収穫

7月7日（木）には南相馬市原町区にて「業務用たまねぎ生産技術セミナー」を開催し、現地研修として春まきのたまねぎ栽培ほ場を視察したほか、業務用野菜の加工業者である㈱鈴商グリーンの菅野販売統括部長を講師に招き、業務用たまねぎの情勢についてご講演いただきました。



【図 1 業務用たまねぎ経営指標】

収支試算	1haあたり(円)
売上	3,000,000
費用	2,078,917
機械費(減価償却費・修理費)	705,049
施設費(減価償却費・修理費)	51,467
種苗費	115,480
肥料費	294,950
農薬費	82,900
動力光熱費	69,381
諸材料費・小農機具費	30,820
利用料・管理費(地代・水利費等)	228,870
流通経費	500,000
所得	921,083

業務用たまねぎを1ヘクタール栽培する場合の収支を試算すると、所得はおおよそ92万円となります（生産量5t/10a、単価60円/kgで試算、図1参照）。たまねぎを導入するポイントは、反収増加とあわせて大規模面積で取り組むことであり、移植や収穫の作業を機械化することが重要となります。

たまねぎは機械化体系が進んでおり、大規模かつ省力的な栽培が可能であることから、相馬地方の園芸振興の新たな品目として産地化を進めてまいりますので、栽培に興味を持たれた方は相双農林事務所農業振興普及部（担当：西間木）までご相談ください。

## 大豆・小豆等は、モニタリングしないと出荷・販売できません

相馬地方で生産される大豆(青豆や黒豆を含む)・小豆・そば・麦類・その他雑穀類は、「品目」及び「地域」ごとに緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、安全性が確認された地域のものでないと、出荷・販売はできません。

モニタリングの検体は、大豆・小豆等を生産されている方や、出荷先である直売所等に、相双農林事務所の職員が訪問するなどして採取します。

大豆・小豆等を出荷・販売する場合は、必ず最寄りの直売所等でモニタリングの結果を確認し、栽培された「地域」が、出荷・販売が可能な地域であることを確認されますよう、ご協力をお願いします。

なお、平成 28 年産の「地域」の区分は、南相馬市や飯舘村では、平成 27 年産とほぼ同様の、旧市町村単位ですが、相馬市や新地町は、現在の市町村単位となります。

表 1 平成 28 年産大豆のモニタリング実施区分

市町村名	区及び旧市町村名	地域区分(平成 28 年 4 月 1 日時点)	検査点数	
南相馬市	原町区	石神村	居住制限区域で営農が認められたもの	生産者ごとに 1 点以上
			解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上
		太田村	解除準備区域以外	旧市町村内で 3 点以上
			解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上
		大甕村	解除準備区域以外	旧市町村内で 3 点以上
			解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上
	原町 高平村		旧市町村内で 3 点以上	
			旧市町村内で 3 点以上	
	小高区	金房村	居住制限区域で営農が認められたもの	生産者ごとに 1 点以上
			解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上
		小高町	解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上
		福浦村	解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上
鹿島区		真野村 上真野村	旧市町村内で 3 点以上 旧市町村内で 3 点以上	
	その他	鹿島町と八沢村で併せて	3 点以上	
飯舘村	飯曾村	居住制限区域で営農が認められたもの	生産者ごとに 1 点以上	
		解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上	
	大舘村	居住制限区域で営農が認められたもの	生産者ごとに 1 点以上	
		解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上	
	その他	作付けなし		
相馬市			現在の市内で 3 点以上	
新地町			現在の町内で 3 点以上	

※旧市町村は、昭和 24 年 4 月 1 日時点の市町村。

表 2 平成 28 年度産小豆・そば及び麦類・雑穀のモニタリング実施区分

市町村名	区及び旧市町村名	地域区分(平成 28 年 4 月 1 日時点)	検査点数	
南相馬市	原町区	石神村	居住制限区域で営農が認められたもの	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)
			解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)
		太田村	解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)
			解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)
	小高区	金房村	居住制限区域で営農が認められたもの	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)
			解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)
		小高町	解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)
		福浦村	解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)
		その他	上記以外の地域全域併せて	現在の市内で 1 点以上
	飯舘村	飯曾村	居住制限区域で営農が認められたもの	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)
解除準備区域			生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)	
大舘村		居住制限区域で営農が認められたもの	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)	
		解除準備区域	生産者ごとに 1 点以上(但し麦類は全ロット)	
	その他	作付けなしのため検査なし		
相馬市			現在の市内で 1 点以上	
新地町			現在の町内で 1 点以上	

※旧市町村は、昭和 24 年 4 月 1 日時点の市町村。

## 平成28年産米も「米の全量全袋検査」を行います。

皆様のご努力により、相馬地方の平成27年産米全量全袋検査は、平成26年産米に引き続き、全て基準値以下でした。平成28年産米も、県産米の安全性確保のため、全量全袋検査を実施しますので、皆様方には、ご理解とご協力をお願いいたします。

＜検査の対象は「すべての米」です＞

- 出荷・販売する米、自家用の「飯米」、親戚などに配る「縁故米」、販売される「ふるい下米」など、**県内で収穫されたすべての米が検査の対象です。**
- ゴミ等の異物の混入が無いように調製した上で検査を受けてください。
- 飼料用米も全量全袋検査の対象です。もれなく検査を受けてください。
- 基準値を超える危険性は低くなってきていますが、安全性が確認されたものでないと、出荷・販売はできません。



＜平成28年産米検査ラベルの色は、紫色です＞

24年(白黒)、25年(ピンク)、26年(緑色)、  
27年(オレンジ)のラベルは使用できません。

## 収穫物を守ろう!鳥獣被害対策

これからの時期は、水稻・果樹・秋冬野菜などのさまざまな品目が収穫期を迎えるため、農作物の鳥獣被害が多くなってきます。

### 防護柵設置のポイント

- その1 農作物の味を覚えさせない!
- その2 潜り込めるとは思わせない、飛び越せるとは思わせない!
- その3 しびれない電気柵は設置しない!

### イノシシ被害防止のためのワンポイント

#### トタン板(目隠し効果)

- ①トタン板の継ぎ目に隙間ができないように重ねましょう。
- ②飛び越えられないように高さを1.2m程度まであげましょう。
- ③トタンを持ち上げられないように地際の穴をふさぎ、支柱上部をしっかりと固定しましょう。

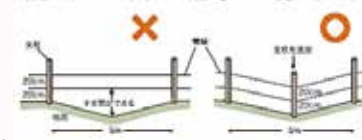
#### 電気柵(ワイヤー式)

- ①電線の高さは地際から20cm(歩行中の鼻の高さ)と40cm(停止中の鼻の高さ)に設置しましょう。
- ②雑草管理による漏電の防止や通電確認を行いましょう。
- ③舗装道路は電気を通しにくいいため、前足が土の上になるよう最低50cmは舗装道路から離して設置しましょう。
- ④支柱の押し倒しを防ぐため、支柱の外側に電線を張りましょう。
- ⑤起伏のある場所では支柱を追加し地際から20cmの高さを確保しましょう。



野生鳥獣被害防止マニュアルより

・高さがあるところに設置することで、空を飛ぶことで鳥獣の侵入を防ぐ



## 農地中間管理事業について

「農地中間管理事業」は、都道府県ごとに指定された農地中間管理機構(本県の場合は、(公財)福島県農業振興公社(以下「県公社」))が農地の中間的な受け皿となり、農地の貸し借りを仲介する制度です。

当該事業により新たに農地の貸し借りを実施し一定の要件を満たした場合、地域集積協力金などの支援措置を受けることができますので、ぜひ、これらの制度を有効に活用し、各地域で農業の中心的な担い手や集落営農組織の育成に向けて農地の利用集積を進めましょう。



なお、平成27年度から当該事業を積極的に推進するため、当農業振興普及部内に県公社職員である「松本良一」氏が地域マネージャーとして駐在しております。事業の活用や事業に対する疑問・質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(公財)福島県農業振興公社 相双農林事務所駐在  
地域マネージャー 松本良一 連絡先 070-1582-6920